

一般社団法人ゆるしいろ 介護福祉士実務者研修(通信課程) 学則

(養成施設の名称及び位置)

第1条 養成施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 ゆるしいろ介護福祉士実務者研修

位置 愛知県豊田市明和町3丁目1番地13

(開講の目的)

第2条 専門性の高い介護人材として中核的な役割を果たすことが期待されている介護福祉士を目指す者が、必要な知識及び技術を習得することにより、地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(実施課程、修業年限、定員、学級数)

第3条 本研修の課程、修業年限及び定員は以下の通りとする。

養成課程:通信教育(一部、面接授業を含む)

通信養成を行う地域:愛知県内

学級定員:20名

学級数:2

一養成課程を学年、学期とする

修業年限:原則として開講日から6か月とする。

ただし、下記のア～オのいずれかの資格を取得しているものについては、1ヶ月以上とする。免除科目は別表1のとおりとする。

ア 訪問介護員養成研修(1～3級)

イ 介護職員初任者研修

ウ 介護職員基礎研修

エ 喀痰吸引等研修(1号及び2号)

オ その他上記に掲げる課程に準ずる課程として厚生労働大臣が認める課程

(入所時期)

第4条 入所時期は、開講日とする

(休業日)

第5条 休業日は、年末年始(12月30日～1月3日)とする

2. 非常災害その他窮迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(入所資格)

第6条

1. 介護福祉士実務者研修の資格取得を目指す者介護に従事することを希望する16歳以上の者で、演習を含むすべての課程を受講・遂行できる心身ともに健康な者。

2. 介護福祉士実務者研修の修了を目指す者

(入所選考)

第7条 入所者の書類選考は行わず、申し込み順とする。第8条入所手続き及び第21条本人確認の方法に準じて、入所決定者に対し、書面にて入所決定の通知を行う。

(入所手続き)

第8条 受講手続きについては、指定の申込用紙に必要事項を記入し郵送、またはホームページの申込フォームにて手続きし、申し込むこと。ただし、定員に達した場合は受付終了とし、受講決定者には、メールまたは、郵送にて連絡する。

(休学、復学)

第9条 受講生の疾病、その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上出席することができない場合は、健康診断書等その地涌を記した届けを施設の長に提出し、休学の許可を受けなければならない。また、復学を願い出る時も、その事由を記した届を提出し、施設の町の許可を受けなければならない。

(退学)

第10条 退学しようとする者は、その事由を記した届を提出し、施設の長の許可を受けなければならない。

(卒業)

第11条 所定の修業年限以上を在籍し、課程修了を認定された者には、修了証書を授与する。

(教職員組織)

第12条 本研修に次の教職員を置く

- (1) 施設の長
- (2) 専任教員(教務に関する主任者含む)
- (3) その他の教員
- (4) 事務職員

2. 本研修には、前項各号に掲げる職員のほか必要な職員をおくことができる。

(賞罰)

第13条 次に該当する場合は、受講を取り消すことができる

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本文に反した者

(カリキュラム)

第14条 別表1のとおりとする。

(履修方法)

第15条 受講生は、通信科目の通信課題を提出し、面接授業科目に出席する。通信課題は本校が指定するe-ラーニングを使用する。

(学習の評価及び課程修了の認定方法)

第16条

(1) 通信科目については、章ごとに行う修了テストにて7割以上正答した場合に評価基準を満たしたものと認定する。

(2) 「介護過程Ⅲ」では、面接授業にて担当教員が知識・技術等の習熟度を確認し、評価する。

(3) 「医療的ケア」では、通信科目としての評価に加え、面接授業にて必要な基礎的知識の理解、医療的ケアの習得状況を確認し、評価する。

(4) (2)(3)の評価の基準は、理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分とし、C以上で評価基準を満たしたものと認定する。

認定基準(100点を満点評価とする)

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(5) 課程修了の認定は、第3条に規定する期間在籍し、全科目で評価基準を満たすこと、および本校が指定するe-ラーニングの総合問題に取り組み、合格した者に対して行う。ただし、総時間数の1割を超えて欠席した場合、原則として当該研修課程の修了認定を行わない。また、養成施設指定規則別表第5に基づき編成された各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこととする。

(6) 知識・技術等の修得状況を確認した結果、評価基準を満たしていない場合、必要に応じて補講等を行い再評価する。

(授業料など受講者が負担すべき費用)

第17条 研修受講料は、以下のとおりとする。

受講料 一般 95,000円(税込) 基礎研修修了者 33,000円(税込)

初任者研修修了者・訪問介護員1級・2級修了者・喀痰吸引研修修了者
70,000円(税込)

テキスト代 合計 14,080円(税込)

(第1巻 2,200円 第2巻 3,520円 第3巻 2,200円 第4巻 3,080円 第5巻 3,080円)

(1) 受講決定者は、入講日前までに受講料を指定口座に振り込むこととし、振り込みの確認ができない場合は受講できない。

(2) 一旦納入された研修参加費は原則として返還しない、但し、受講受付締切り前に受講辞退の申し出があった場合は返還する(その際の振り込み手数料は受講辞退者負担とする)。

(3) 在学中の受講者は受講料について分割支払も可とする。

(研修欠席者に対する補講の方法、上限時間及び補講にかかる費用等の取り扱い)

第18条

- (1) 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする、早退した場合は欠席とする。
- (2) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなすが、補講の上限は総時間数の1割までとする。
- (3) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、振替受講(当事業者が行う別日程の研修にて当該科目を受講)することにより修了したものとみなす、この場合は、研修開始から8ヵ月以内までに受講することにより修了を可とする。
- (4) 補講については、レポートを提出することをもって出席とみなすことができる、ただし演習科目においてはレポート課題を認めないため、対面での補講を行い、3時間につき5,000円(税込)を受講者が負担する。
- (5) レポートについては複数の課題を設け、その内1問は論述式とする。

(研修の延期・中止等の不慮の事故における研修の継続及び苦情に対する対応等)

第19条 当該地域において暴風雨警報や地震予知情報などが発令された場合は休講とする。休講後の講義は順延とする

(1) 警報発令時

- ① 午前8時前に解除された場合は通常通りとする。
 - ② 午前8時以降午前12時前までに解除された場合 午前の講義・演習を休講とする。
 - ③ 午前12時までに解除されなかった場合は全て休講とする。
- (2) 東海地方における地震注意情報または地震予知情報(警戒宣言)発令時は講義を打ち切り、職員の指示に従う、在宅中は、自宅で待機。
- (3) 震度5弱以上の地震が発生・被災した場合は、安全を確保し職員の指示に従う、通学途中の場合は、安全を確保し状況をみて判断する。

苦情窓口を置き、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情受付 一般社団法人ゆるしいろ 090-8333-8699 担当者 大林 由美子

(受講の取り消し)

第20条 次に該当するものは、当法人の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

(受講を取り消されるに至った者は、その間に履修した当該研修について、すべて無効とする)

- ① 受講意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ② 学習態度が著しく悪く研修の進行を妨げる者
- ③ 他の受講生の学習を妨げる者
- ④ そのほか、当法人が不適切とみなした者

(本人確認)

第 21 条 研修初日に本人確認のため、下記の原本の提示とコピーを提出するものとする。

戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票

住民基本台帳カード

在留カード等

健康保険証

運転免許証

マイナンバーカード

パスポート

年金手帳

国家資格を有する者については、免許証または登録証

(個人情報の取り扱い)

第 22 条 当研修における個人情報について、研修中はもとより終了後も厳正に管理を行う。

当事業者は研修中に知り得た個人情報を不当な目的に使用しない。

(名簿の管理)

第 23 条 研修を修了したと認定された者については、氏名、生年月日等とともに、修了年月日・修了番号等を、修了者名簿に記して永年保存とし、適切に管理する。

(修了証の再発行)

第 24 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行い、手数料として 2,000 円を徴収する。

附則

学則は令和 8 年 8 月 19 日より施行する。